

平成25年12月11日

厚生労働大臣

田村 憲久 様

特別区長会

会長 西川 太一郎

## 介護保険制度の見直しにかかる緊急要望

介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づく、国民の保健医療向上及び福祉の増進を図ることを目的とした社会保障制度であります。

国は真に持続可能な社会保障制度となるよう、区民を含めて国民に対し将来像を示すとともに理解を求め、制度を創設した責務を果たすことが求められています。

平成27年4月の次期介護保険制度の改正については、本年8月にまとめられた「社会保障制度改革国民会議報告書」及び閣議決定の内容に沿って、社会保障審議会介護保険部会で具体的な審議が行われ、素案が提示されました。

今回の内容は、介護保険制度の枠組を大きく変え、区民の生活や介護事業者に影響を及ぼすものです。特別区には全国の要支援認定者の約6パーセントにあたる10万人が暮らしており、介護事業者も約5パーセント、1万6千ヶ所が集中しております。こうした介護予防サービスを利用している要支援者、さらに訪問介護・通所介護事業者に及ぼす影響は計り知れないものがあります。

また、保険者である区市町村においても、制度改正に対応するための電算システムの改修や各種団体との協議などに多大な経費・時間を要することはもちろん、時間をかけて、区民、介護事業者に対する説明責任を果たしていく必要があります。

つきましては、新制度の設計にあたり、下記のとおり要望いたします。

### 記

- 1 区民及び介護事業者の混乱を招かないよう、制度設計にあたっては、各自治体の実情を踏まえ、準備のための十分な時間を確保すること。そのため、実施に向けた詳細な内容・日程を早期に提示すること。

- 2 特別区の実情(他地域と比較し、人件費や物件費が著しく高いことなど)を考慮に入れたうえで、地域包括ケアシステムの実現に向けた地域包括支援センターの機能強化や医療・介護等関係機関の連携、制度改正に伴う電算システムの改修等に必要な財源措置や支援策を講じること。
  
- 3 「新しい総合事業」の創設にあたっては、介護予防サービスを受けている要支援者のサービス低下につながらないよう、また、自治体が安定的に制度運用できるよう、介護人材及びボランティアの確保など基盤整備に向けて国が支援を行うほか、国の責任において確実な財源措置を行うこと。

以上